

## 知事「偽証」告発等に対する反対討論(要旨)

昨日(23日)の本会議で行なった石坂ちは県議の3つの討論を紹介します。

### 議第22号「記録の提出拒否に対する告発について」

この告発のご提案によりますと、「正当な理由なく事実上記録を提出しなかった」とされています。しかし、何をもちて正当な理由があるかないかを判断する基準、すなわち、民事訴訟法第220条によれば、「もっぱら文書の所持者の利用に供する文書」、つまり、個人のメモや私有物については、たとえ裁判所であっても文書提出命令を出すことはできない、裁判所でも強制できないことを、議会は強制できないとされています。

100条委員会の記録提出の請求に対し、請求を受けた当事者が誠意を持って協力しなければならないのは当然のことではありますが、個人使用の手帳というのは、個人のプライバシーにも深くかわるものであり、個人情報、プライバシー保護の立場から、当事者が提出を拒んだとしても、委員会として当事者の権利を全面的に否定することはできず、それだけで告発できるかどうかは民事訴訟法上、極めて難しい問題であるといえるのではないのでしょうか。

しかも、この個人手帳の提出により100条委員会が入手できる情報としては、当時の知事周辺の日程の確認が主要な目的と思われるが、この手帳が提出されなかったことによって、委員会の調査が、著しく暗礁に乗り上げたとか、調査の大きな障害になったというものでもありません。

告発が法的な処罰を前提にしている以上、今回の個人手帳の提出の事実上の拒否が、法治国家日本の関係法令上の十分な検討の上になされなければならないことは当然のことであり、この告発がそのような検討の上にされているのかは、以上、申し上げました理由からも、大いに疑問のあるところで

す。今回の個人手帳の事実上の提出拒否だけを持って、告発に値するものではないことを述べて、反対の討論といたします。

### 議第23号「虚偽の陳述に対する告発について」

この告発につきましては、100条委員会での田中知事の「下水道事業の改革は土木部も含めた全庁的な共通認識であった。」とする証言と、当時の下水道課や下水道公社等の関係職員が平成14年12月25日付の「下水道公社改革の方向」という文書が出されてから、初めて具体的な改革がスタートしたと証言していることが時期的に矛盾しており、知事の証言は偽証である、というものです。

議場の皆様もご承知のように、県の下水道事業に、できる限り地元の業者が参入できるようにという要望を受けての改革の方向は、田中知事就任以前からの県内関係業者の願いであり、県議会での質問や意見書の採択もありました。従って、田中知事が就任後、具体的な改革を指示する文書が出された時期との食い違いだけにこだわっても、「全庁的な認識であった」か「なかった」かの証明にはな